平成２８年（フ）第２３５号
京都府八幡市男山石城２番地－Ｂ33－206、前住所大阪府門真市下馬伏町23番21号
破産者　濵島　政美
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
奈良市あやめ池北３丁目９番23－８号
破産者　金田　健一
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０９号
広島県呉市広本町１丁目３番21－906号
破産者　面谷　文枝
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５３号
熊本市中央区辻町１丁目３番６－606号　グランピアリバーサイドマンション
破産者　椛島　幹雄
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目８番18号（クオレ西郷Ａ棟105号）
破産者　森　　一世
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
茨城県つくば市妻木421番地１　細田荘207号
破産者　岩澤　仁志
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市中陰499番地の１　パークハイツ107号
破産者　阪下　高士
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県豊岡市中央町４番24号
破産者　風来坊こと　赤木　啓介
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６９２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山10番地の１　シャーメゾン砂山Ｂ102号室
破産者　佐々木九子
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
宮城県石巻市北村字松ケ崎一２番地、前住所宮城県宮城郡松島町高城字町166番地の２　コート・ありす202号
破産者　阿部　瑞姫
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第７号
宮城県気仙沼市松崎北沢72番地１
破産者　齊藤　講子
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県川越市大字下広谷526番地７　（生活支援ハウスメトレ205号室）、前住所埼玉県川越市中台３丁目５番地６　（田園ハイツ４－303号室）
破産者　大西　幸雄
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９号
埼玉県所沢市大字山口5054番地　椿峰ロイヤルガーデン１－302
破産者　山地　博之
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１７号
神奈川県平塚市松風町27番28－303号　ロイヤルオーシャンテラス、前住所神奈川県平塚市豊原町17番18号
破産者　二色　昭徳
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２３号
神奈川県南足柄市和田河原839番地４　ヴィラフィルド西104、前住所神奈川県小田原市蓮正寺760番地の16
破産者　櫻井　貴広
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４２号
神奈川県中郡二宮町川匂50番地の２　ハーモニーシーンⅡ－101号室、前住所神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目６番15号２
破産者　名川　　高
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２９号
岐阜市岩田東３丁目267番地、前住所愛知県春日井市稲口町３丁目５番地19
破産者　おあしすこと　片岡真記子
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
静岡県沼津市大岡294番地　ファミール慧昭Ｄ－３、前住所静岡県沼津市大岡1172番地の１
破産者　小嶋　三郎
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係